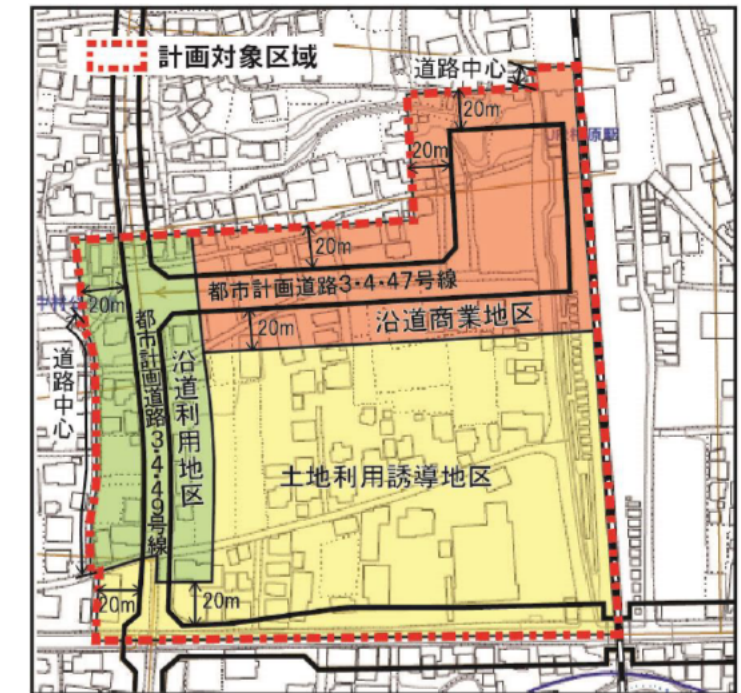


■相原駅東口地区のまちづくりの方向性 (案)

(参考) 相原駅西口地区で定められているまちづくりのルール (地区計画) の主な概要

	用途地域	容積率	建ぺい率	高度地区	地区計画		
					①建築物等の用途の制限	②建築物の敷地面積の最低限度	③建築物等の高さの最高限度
沿道商業地区	近隣商業地域	300%	80%	3種	・工場 ・倉庫	100㎡	15m
沿道利用地区	第二種中高層住居専用地域	200%	60%	31m2種		120㎡	15m
土地利用誘導地区	近隣商業地域	200%	80%	2種			
	第二種中高層住居専用地域	200%	60%	31m2種			
	第一種低層住居専用地域	80%	40%	1種		(120㎡)	(10m)



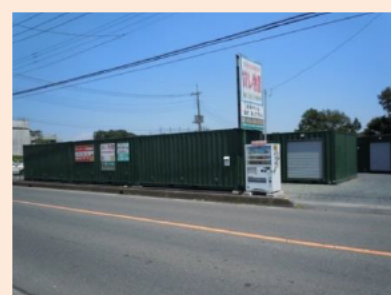
※以下のまちづくりのルール (地区計画) は、新築、建替え又は増築・改築が行われる場合に適用されるものです。

①建築物等の用途の制限 (沿道商業地区)

駅の玄関口として、活気と魅力ある土地利用を誘導するため、以下の建築物を制限

- 工場 (自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。)
- 倉庫 (建築物に附属するものを除く)

○ パン屋      × 倉庫 (トランクルーム)

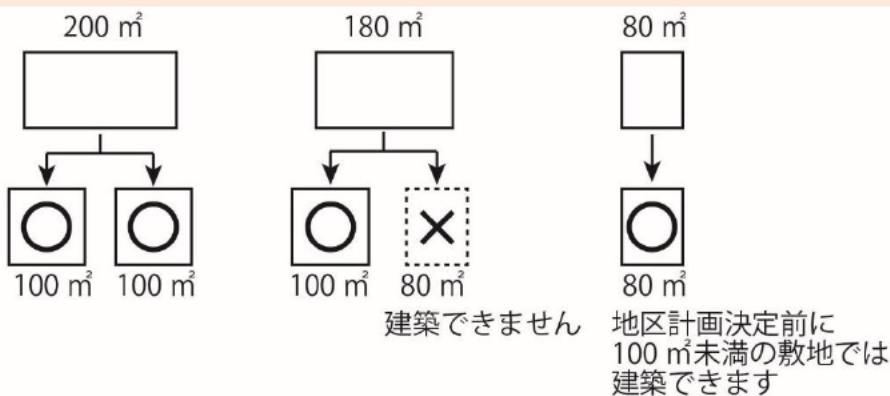


②建築物の敷地面積の最低限度 (沿道商業地区・沿道利用地区)

敷地の細分化を防ぎ、一定の規模以上の敷地面積とすることで、良好な市街地環境を形成

沿道商業地区：100㎡  
沿道利用地区：120㎡

<沿道商業地区の場合>



③建築物等の高さの最高限度 (沿道商業地区・沿道利用地区)

良好な市街地環境を形成するため、建築物の高さを制限  
・15メートル



建物高さの制限